保健福祉部・子ども家庭部の概要

1. 保健福祉部・子ども家庭部の変遷…… 7

2. 組　　織…… 9

3. 予算と決算…… 10

4. 地域保健福祉計画…… 13

5. 保健福祉審議会…… 14

1. 保健福祉部・子ども家庭部の変遷

年　月　日	部　課　の　動　き
昭 40. 4. 1	地方自治法一部改正、制度実施、厚生部を新設し、管理課、福祉課、国民健康保険課、国民年金課、福祉事務所で組織
45.12. 1	児童課を新設
47. 4. 1	老人福祉センター管理事務所を設置
48. 4. 1	老人福祉課を設置
49. 4. 1	保育課を設置
50. 3. 1	福祉事務所を東西に分割設置
50. 4. 1	厚生部から児童課と保育課を切り離して児童部を設置
55. 3. 1	都から授産場が移管され管理課が所管
50. 4. 1	厚生部から児童課と保育課を切り離して児童部を設置
55. 3. 1	都から授産場が移管され管理課が所管
57. 4. 1	心身障害者福祉センター管理事務所を設置
60. 4. 1	大幅な組織改正が行われ、福祉部は福祉課、老人福祉課、国民健康保険課、国民年金課、副参事（高齢者問題調査担当）、東福祉事務所、西福祉事務所、心身障害者福祉センター管理事務所の４課１副参事３所で構成され、又婦人児童部は、児童課、保育課、婦人青少年課の３課で構成
61. 6. 1	福祉課内に福祉相談コーナーを開設
63. 4. 1	高齢化対策室設置
63. 7. 1	福祉相談コーナーを企画部広報課が吸収
平　3. 3.31	高齢化対策室を廃止
3. 4. 1	高齢者施設整備課を設置 高齢社会対策推進室を設置
4. 4. 1	婦人児童部を児童女性部、婦人青少年課を女性青少年課に名称変更
5. 4. 1	高齢者介護相談センターを新設 住宅関係事業一元化のため、都市整備部に住宅事業課を新設
6. 3.31	高齢者施設整備課、高齢社会対策推進室を廃止
6. 4. 1	高齢者介護相談センターを介護相談センターに組織改正 福祉計画課を新設
8. 4. 1	福祉部組織改正（平成８年度・９年度）の初年度 福祉課を廃止し、福祉計画課と統合。障害者福祉課の新設 介護相談センターを充実し、中央保健福祉センターに改正
9. 4. 1	福祉部組織改正（平成８年度・９年度）の２年度目 東・西福祉事務所を廃止し、生活福祉課を新設 中央保健福祉センターを拡充し、東部保健福祉センター、西部保健福祉センターを新設 児童女性部を組織改正 児童課、保育課を廃止し、管理課、子育て支援課を新設
10. 4. 1	介護保険準備室を新設
11. 4. 1	介護保険準備室を介護保険課に組織改正
12. 4. 1	大幅な組織改正が行われ、福祉部と衛生部を統合し、保健福祉部となり、福祉計画課を管理調整課に名称変更し、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉課、介護保険課、中央保健福祉センター、東部保健福祉センター、西部保健福祉センター、地域保健課、生活衛生課、健康推進課で構成され、国民健康保険課、国民年金課は区民部に編入 児童女性部を子ども家庭部に改組し、管理課、女性青少年課を廃止し、青少年課、子育て支援課、保育園課に再編 総務部に男女共同参画推進課を設置
13.11.17	東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センターを開設
14. 4. 1	池袋保健所（地域保健課、生活衛生課、健康推進課）と長崎保健所を統合 健康担当部長を設置、長崎健康相談所を設置
15. 4. 1	青少年課を子ども課に名称変更
17. 4. 1	介護予防担当課長を設置
18. 4. 1	地域包括支援センターを設置
19. 4. 1	介護予防担当課長を廃止し、高齢者福祉課と統合　保健福祉担当課長を設置 中央保健福祉センター・東部保健福祉センター・西部保健福祉センターの３課を中央保健福祉センター1課に統合し、東部保健福祉センター・西部保健福祉センターは分室として再編
20. 4. 1	中央保健福祉センターの高齢者部門の係を高齢者福祉課に移行
22. 4. 1	西部生活福祉課、がん対策担当課長を設置 管理調整課を福祉総務課に名称変更

年　月　日	部　課　の　動　き
24. 4. 1	がん対策担当課長を廃止し、地域保健課と統合
26. 4. 1	自立推進担当課長、福祉施策特命担当課長、保育政策担当課長を設置
27. 4. 1	福祉施策特命担当課長を廃止し、税務課と統合、障害者福祉課を障害福祉課に名称変更、 中央保健福祉センターを廃止し、障害福祉課と統合、保育園課を保育課に名称変更 地域包括推進担当課長、障害福祉サービス担当課長を設置
28. 4. 1	地域包括推進担当課長を廃止
29. 4. 1	介護保険特命担当課長、児童相談所設置準備担当課長を設置
30. 4. 1	子ども課を子ども若者課に名称変更
31. 4. 1	総合高齢社会対策推進室を設置
令　2. 4. 1	保育支援担当課長を設置
3. 1. 15	新型コロナウィルスワクチン接種担当課長を設置
3. 4. 1	新型コロナウィルスワクチン接種担当部長を設置
4. 4. 1	児童相談所設置準備担当部長を設置 子ども家庭支援センターを新設

２．組　織

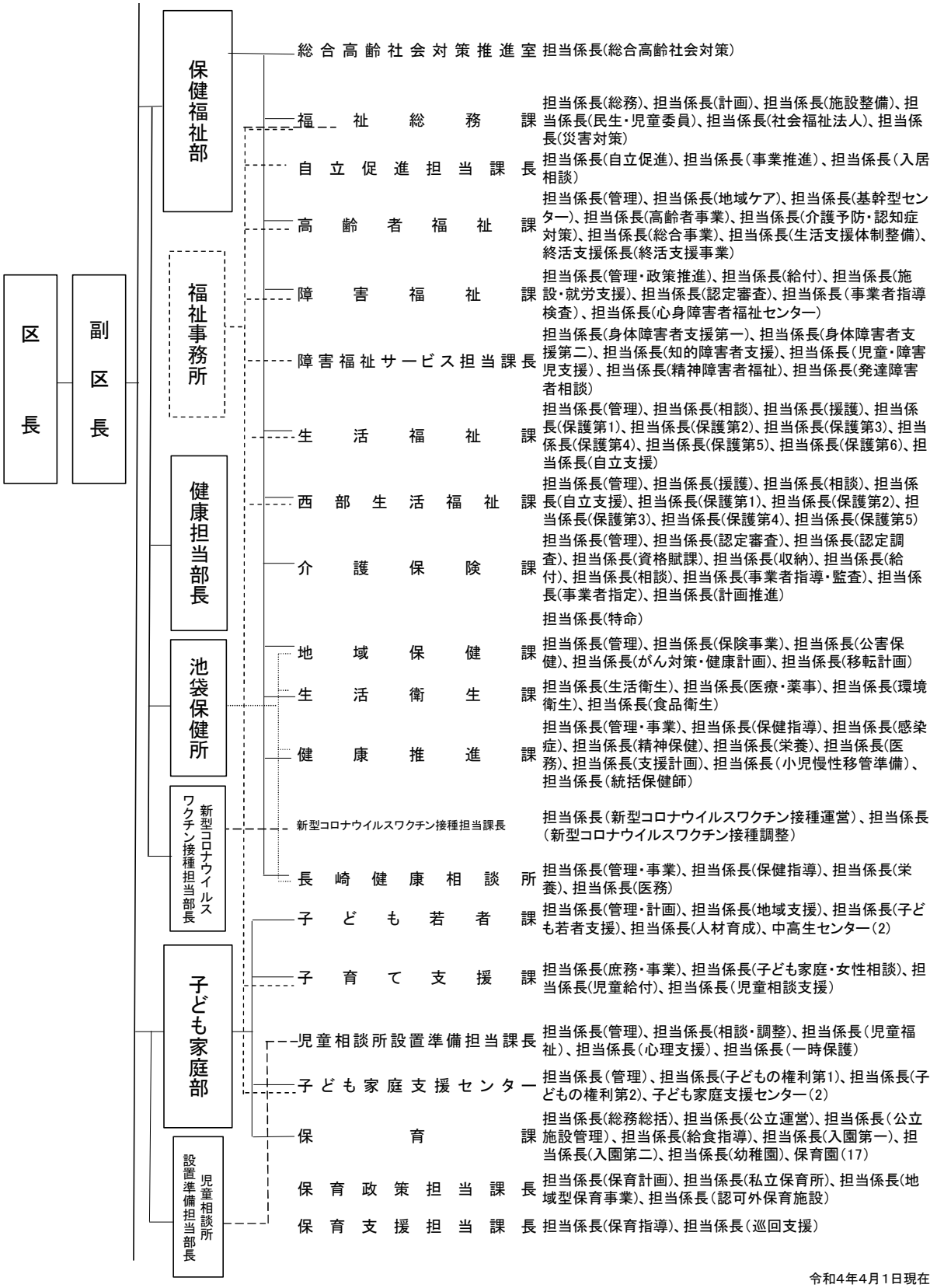

令和4年4月1日現在

３. 予算と決算

＜令和４年度　一般会計当初予算（歳出）内訳＞

予算内訳・款	単位・千円	構成比（%）
一般会計予算額	135, 791, 696	100. 0
議　会　費	651, 207	0. 5
政 策 経 営 費	6, 679, 094	4. 9
総　務　費	7, 979, 303	5. 9
区　民　費	11, 719, 302	8. 6
文 化 商 工 費	5, 735, 014	4. 2
環 境 清 掃 費	4, 748, 279	3. 5
福　祉　費	31, 709, 328	23. 4
衛　生　費	8, 388, 415	6. 2
子ども家庭費	28, 612, 109	21. 1
都 市 整 備 費	14, 292, 562	10. 5
教　育　費	12, 545, 608	9. 2
公　債　費	2, 331, 475	1. 7
予　備　費	400, 000	0. 3

※構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

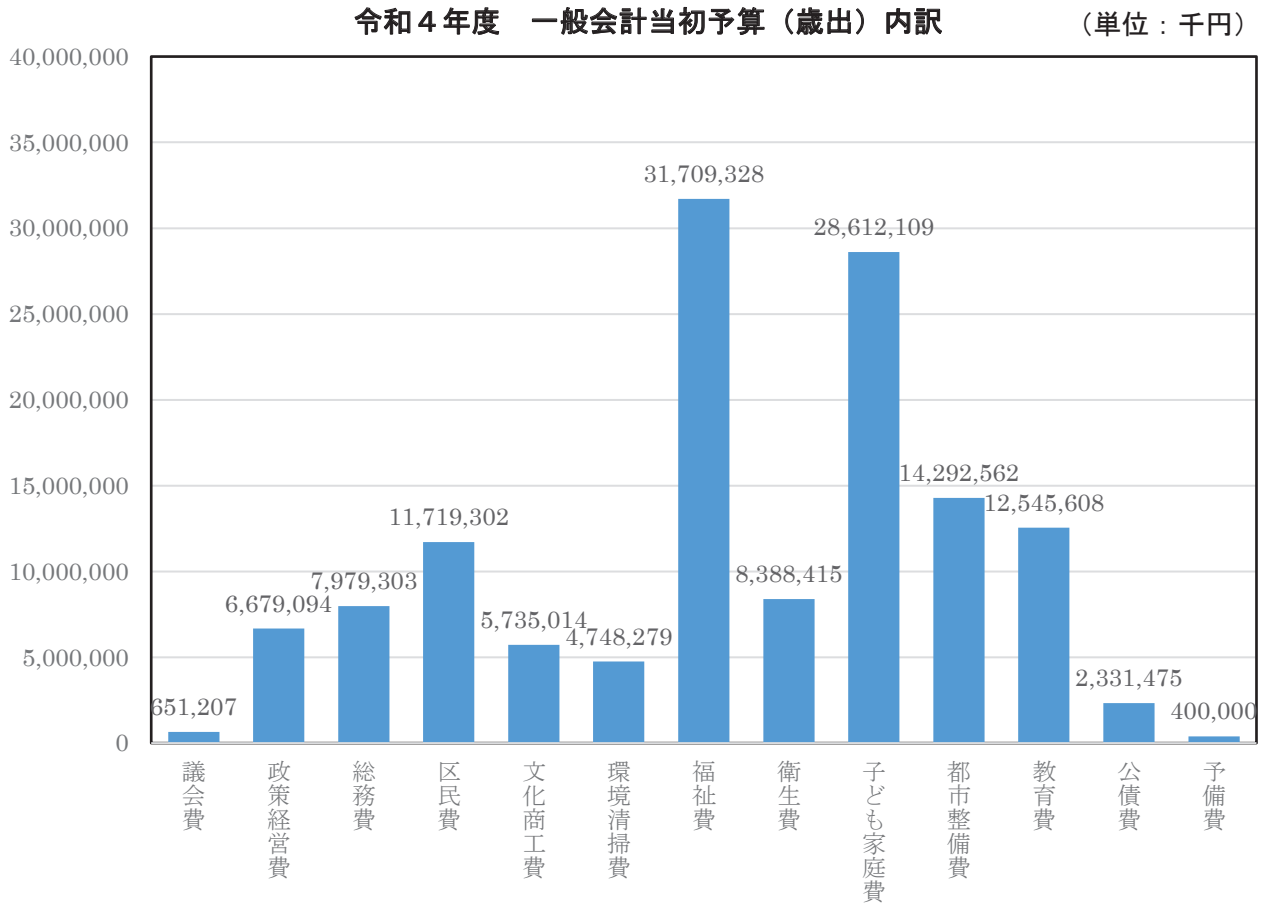

＜令和４年度　一般会計当初予算における福祉費の構成＞

予算内訳	単位・千円	構成比（%）
福　祉　費　計	31,709,328	100.0
総合高齢社会対策推進費	25,487	0.1
福 祉 総 務 費	1,732,844	5.5
高齢者福祉費	1,486,760	4.7
障 害 福 祉 費	8,061,892	25.4
生 活 福 祉 費	16,127,557	50.9
西部生活福祉費	601,284	1.9
介 護 保 険 費	3,673,504	11.6

※構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

＜令和４年度　一般会計当初予算における子ども家庭費の構成＞

予算内訳	単位・千円	構成比（%）
子ども家庭費　計	28,612,109	100.0
子ども若者費	411,890	1.4
子育て支援費	7,321,657	25.6
保　　育　　費	20,878,562	73.0

※構成比は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても 100 にならない場合がある。

＜一般会計決算額における福祉費・子ども家庭費の推移＞

（単位:千円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
一般会計決算総額	117, 286, 331	128, 593, 350	142, 459, 858	150, 468, 296	143, 695, 469
福祉費・子ども家庭費決算総額	49, 016, 910	54, 146, 857	55, 371, 502	55, 561, 703	61, 620, 120

（単位：千円）

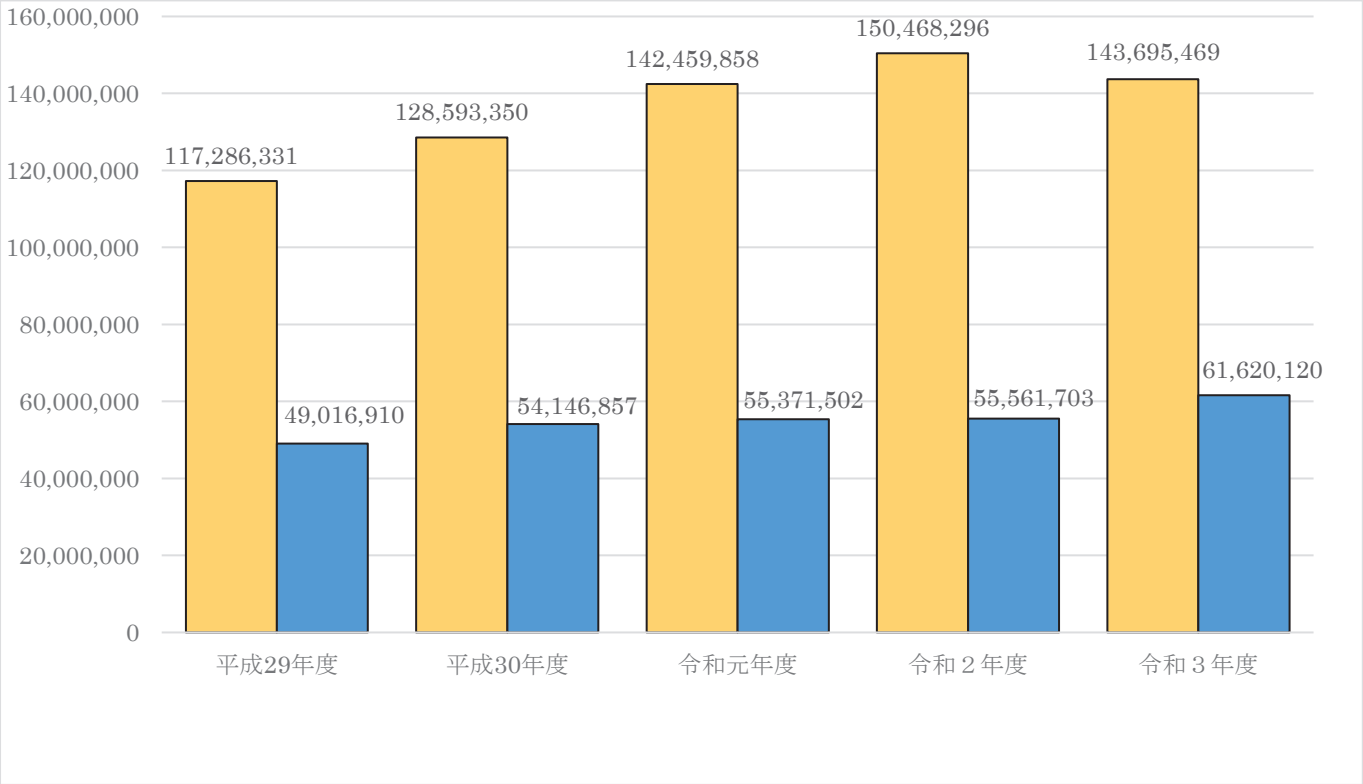

４. 地域保健福祉計画　福祉総務課

平成 15 年 4 月より、社会福祉法の中で地域住民に最も身近な行政主体である区市町村が、地域福祉の主体である区民をはじめ、地域の活動団体などの参加を得て、地域福祉計画を策定することが望ましいとされました。

区では、保健福祉の推進に向け、高齢者保健福祉計画や障害者福祉計画など、高齢者、障害者といった対象者別の計画を策定してきましたが、個別の対象にとらわれることなく、すべての人々が安心して暮らし続けることができるよう、これを継続的に支えるしくみの構築を目指して、これまでの分野別の計画を一元化し、さらに保健分野の計画と一体化して、平成 17 年 3 月に「豊島区地域保健福祉計画」を策定しました。

また、平成 18 年 3 月に高齢者支援としまプラン 21（第 2 期）、さらに、平成 21 年 3 月に障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を取り込み、関連計画をすべて包含した区における保健福祉の総合計画として策定しました。

そして平成 30 年 3 月に、平成 30 年度から 35 年度までを計画期間とする新たな 6 年計画として改定しました。

1.　計画の性格

この計画は、社会福祉法で規定する市町村地域福祉計画であるとともに、区の基本構想及び基本計画における地域保健福祉の推進にかかる理念や基本的な方向を明らかにするものです。

保健福祉分野の上位計画として共通して取り組む事項を示し、保健福祉に関連する各種の個別計画において、具体的な施策や事業等の詳細を示していきます。

2.　計画の期間と今後の動き

この計画の計画期間は 6 年間とし、社会経済状況等の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

3.　基本理念

「個人の尊厳が守られ、すべての人が地域でともに支え合い、心豊かに暮らせるまち」

4.　基本方針

(1) 人間性の尊重と権利の保障
(2) 自己決定の尊重
(3) 健康で自立した地域生活の促進
(4) 区民をはじめ、地域活動団体などと区が協働する「新たな支え合い」による地域保健福祉の推進
(5) サービスの総合化

5.　施策の方向

(1) 豊島区版「地域共生社会」の実現に向けて

豊島区のこれまでの多職種・多機関連携やコミュニティソーシャルワーカーの取り組み、地域区民ひろばやセーフコミュニティといった強みを活かして、日本一高密な持続発展都市として地域特性にあった、豊島区ならではの地域共生社会を実現していきます。

(2) 区民の支援ニーズに目を向けた目的別の施策体系

目的別の施策体系により、地域保健福祉に関して「共通して取り組む事項」を明らかにし、支援を必要とする人の生活課題に目を向けて、「周辺課題」や「制度の狭間」にある人々を支援します。

(3) 豊島区の特性を踏まえた連携と協働による地域保健福祉の推進

地域の中において福祉を特別なものとするのではなく、地域社会を「福祉コミュニティ」化していくといったとらえ方のもと、区民、民生委員・児童委員、青少年育成委員、町会・自治会、商店会、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業、ＮＰＯ法人、ボランティア、大学・専門学校などの多様な主体と区との連携と協働による地域保健福祉を推進していきます。

6.　施策の体系

(1) 新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

① コミュニティソーシャルワーカーの強化による地域づくりの推進
② 地域における新たな支え合い活動の促進と担い手の養成
③ 地域区民ひろば等を活用した福祉コミュニティの拠点づくりと多彩な居場所づくり
④ 地域住民や地域活動団体等との連携と協働の仕組みづくり
⑤ 福祉教育の推進

(2)　包括的な相談支援体制の構築
① 専門相談支援機関の強化
② より身近な地域の相談先の充実
③ 包括的な相談支援体制の確立に向けた分野横断・連携の強化

(3)　問題の早期発見・早期対応の強化
① アウトリーチ活動の推進による問題の早期発見・早期対応
② 地域における見守りの推進
③ 予防の取り組みの強化

(4)　地域生活支援の充実
① 地域生活を支える切れ目のない支援
② 生活困窮者等の自立支援
③ 多様な社会参加の促進
④ 多様な働き方に向けた支援
⑤ 多様な住まい方に向けた支援

(5)　権利擁護の推進
① 人権意識の普及・啓発
② 虐待防止および権利擁護体制の強化
③ 子ども・若者の貧困対策

(6)　保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上
① 保健福祉専門職等の育成
② 保健福祉サービスの質の確保および向上

(7)　災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備
① 災害時要援護者等への支援体制の整備
② 防災対策を通じた地域づくり
③ 災害時の医療・保健衛生体制の構築

(8)　福祉のまちづくりの推進
① まちのバリアフリー化等の推進
② 情報アクセシビリティの強化

(9)　福祉と文化の融合
① 文化の力を活かした地域づくり
② 多文化共生の促進
③ 東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ文化の醸成

7.　計画の推進に向けて
(1) 地域保健福祉計画の推進方策
(2) 地域保健福祉計画の進捗管理
(3) 今後の改定に向けた考え方

5. 保健福祉審議会　福祉総務課

保健福祉に係る計画の改定およびその他の重要事項について審議するため、区長の附属機関として、平成21年10月に設置しました。

区の保健福祉関連施策へ地域の声を幅広く反映するため、委員は福祉・保健・医療関係者、地域福祉関係団体、学識経験者等28名で構成しています。